

## ハッ場ダム住民訴訟通信-85

2013年2月13日発行

5月21日、ハッ場ダム茨城控訴審いよいよ法廷へ。

どうする高裁。一審判決後も拡大する水余り。著しい利益のない治水効果。

「これからは我々3人(裁判官)の合議で進めたい。次回は法廷で…」2月13日、第10回進行協議の場で、園尾裁判長は協議をさえぎるように今後の方針を示しました。2009年6月30日水戸地裁「敗訴」。2010年1月29日東京高裁へ控訴状提出。以来10回を重ねた進行協議はここに幕を閉じました。

この間、民主党を軸とした新政権が生まれ、発足直後は「ハッ場ダム中止」が宣言されたものの、結局は「ハッ場ダム再開」へと、私たちは政治の無力に振り回されてきました。しかし無力ながらも、政権交代によってこれまで隠蔽されていた河川行政はホコロビをきたしました。私たちはそのホコロビをこじ開け、基本高水 22,000 m<sup>3</sup>/秒(以下トンと表示)など数々の欺瞞を白日に晒しました。私たちは地裁判決後に明らかになった“不都合な真実”を手に入れています。蘇った旧政権のもと司法は司法たり得るのか。私たちは真実で迫ります。

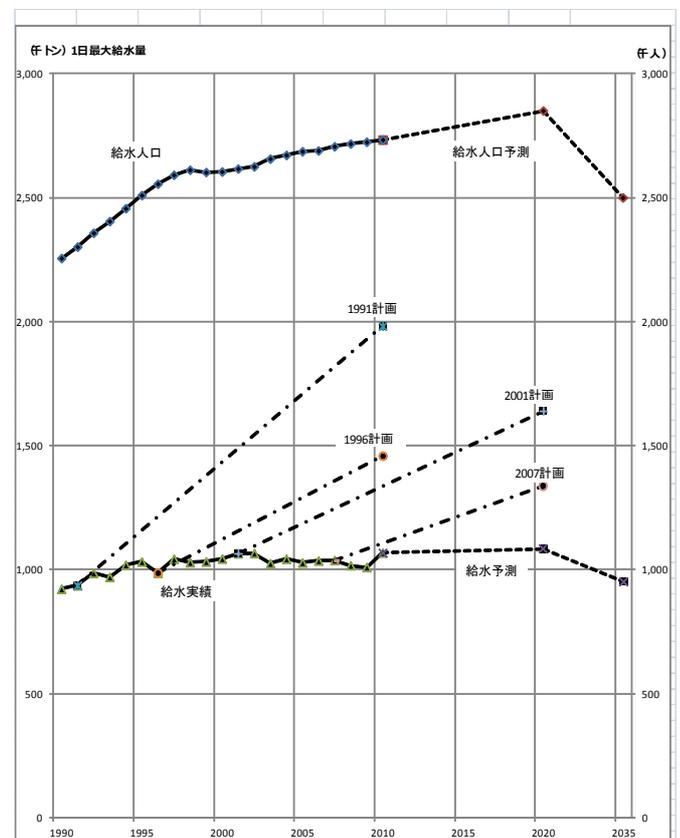
### 利水

原判決:2003年度マスタープランは原告の指摘するとおり実績値と乖離している。だから被告(企業局長)は2007年度新プランに基づいてハッ場ダムは必要と判断した。新プランが明らかに不合理な推計といえる場合においてのみ、裁量の範囲を逸脱したといえる。(判決文 66~67 頁イの编者要約)

判決は旧マスタープランの不合理は認めています。では判決が拠り所とする現行のマスタープランは合理的な推計といえるのでしょうか。その後の実績はグラフの様に“明らかな不合理”を証明しています。しかも2011年「茨城県総合計画」は、現マスタープランの達成年度2020年想定人口297万人を285万人に下方修正。2035年には245~255万人まで減少するとしています。

では、2020年度の水需要を「茨城県総合計画」に沿って推計すると、給水率100%としても、2006~2010年度の1人当たり1日最大給水量の平均380.3リットルを基準にすれば、1日最大給水量は108.4万トンに留まり、人口減少により現マスタープランの133.8万トンとは25.4万トンも乖離します。同様に2035年度を見ますと、人口を中間の250万人として95.1万トン。現在の保有水源125.2万トンで十分に賄われるばか

■茨城県の水需要計画実績対比および給水人口



りか、30.1万トンもの余剰水を抱えることとなります。八ッ場ダムの9.4万トンはまったく不要となります。※県予測は給水率を100%としていますが、90数%に留まるでしょう。

本来2012年には改定されるべき「いばらき水のマスタープラン」は放置されています。原判決の言う合理的な推計をすれば「八ッ場ダムは不要」となってしまうからでしょう。

## 治水

**原判決：被告(知事)は茨城県民の生命・身体・財産等に対する被害を防止するため、その判断については広範な裁量権をもつが、八ッ場ダムの治水効果が見込めないことが明らかであるなど特段の事情がある場合には被告の財務会計行為は違法となるものと解される。しかしながら、八ッ場ダムの治水効果が見込めないなどの特段の事情を認めるに足る証拠はない。(判決文74～75頁編者要約)**

判決当時、八ッ場ダムの治水効果は八斗島地点で600トン/秒としていました。その後、情報開示で得た「H23利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務報告書」では、利根川下流部での洪水調節効果は数cmに過ぎない事が多く、茨城県にとって八ッ場ダムは意味を持たない治水施設であることが判明しました。これで“勝負あった”のですが、姑息にも、関東地整は新たな「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(原案)」では600トンを1,176トンに嵩上げし「八ッ場ダムは必要」としています。でも、この1,176トンとても下流に向かうほど治水効果は減衰し、取手付近では流量で80～280トン。洪水高は川幅500m、流速3mとして5～19cmに過ぎません。この程度ならその分だけ河道掘削をすれば済む話です。

※取手付近の川幅は約1kmですから実際はこの半分程度に留まるでしょう。

問題はこの僅かな治水効果が、河川法63条1項に定める「著しい利益」に相当するか否かです。昨年8月に行った「知事宛て公開質問状」では、「県は、計算のためのデータは所有していないため、お答えすることは困難です」と判断を放棄しています。それでも「著しい利益がある」とする被告の主張は裁量に値するのだろうか。司法の良心が問われます。

法理論を担当する大川弁護士は「旧々河川法は昭和39年に改正されるまで、知事は明治以来の『国の1機関』に過ぎず、国の号令でやる事業の都県負担は問答無用だった。今日に至っても、国も県も、そして司法も、この呪縛に捉われている」と語ります。

### 第1回八ッ場ダム控訴審口頭弁論

日時:5月21日(火)午後3時30分開廷

場所:東京高等裁判所825号法廷(地下鉄千代田線「霞が関」A-1出口徒歩1分)

いよいよ高裁での弁論です。茨城弁護団は統一弁護団と一体となって渾身の弁論をいたします。私たちも傍聴して共に闘いましょう。高裁の審理は1回で結審する可能性もあります。

万障お繰り合わせの上是非ご参加ください。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768